

2022 (R4) 年12月5日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやま No.25

弁護士 前田 将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

11月3日(文化の日)、反田恭平さんと彼が主宰するジャパン・ナショナル・オーケストラの下関公演(市民会館大ホール)を聴きました。みなさんご存じのとおり反田さんは2021年の第18回ショパン国際ピアノコンクールで第2位入賞を果たした方です。今わが国で最も人気のあるピアニストの一人でしょう。下関公演もチケット完売、会場は本当に満席でした。



プログラムはベートーヴェンの「レオノーレ序曲第3番」と「ピアノ協奏曲第4番」、それにモーツァルトの「交響曲第38番プラハ」で、大変素晴らしい演奏でした。妻も「反田さんは素晴らしかった、感動した」とやや興奮気味です。

素人夫婦の感想ですが、まず見た目がいいです。みなさん若々しくスタイリッシュでかっこいい。それから各パートがきれいにまとまっていて、それを反田さんの指揮が美しい音楽につくりあげていく……。奏者と奏者、奏者と指揮者のコンタクトが緊密で、視覚的にも聴衆によくわかる納得の演奏でした。ピアノ協奏曲では、ソリスト(反田さん)がピアノを弾きながら指揮をするというスタイルを初めて見て驚きました。これを「弾き振り」というのですね、後で知りました。

そしてアンコールはショパンの「英雄ポロネーズ」。これがまた圧巻の演奏で、私どもはさらに深い感動を味わうことができました。音楽って本当に素晴らしいですね。

「嫡出推定」制度と女性の再婚禁止期間

～ 民法改正案の閣議決定 ～

民法第772条に「……婚姻の解消若しくは取消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という規定があります。



「婚姻の解消」とはいわゆる「離婚」のことですから、離婚しても300日以内に出産したら、その子は前の夫の子どもだと推定されることとなります。これを嫡出推定(ちやくしゅつすいてい)といいます。

「それは困ります・・・」と言うのはB子さん。

彼女は事情あって夫のA男さんと別居し、C雄さんと共に生活していました。その後離婚が成立し、C雄さんと再婚して子どもが生まれました。しかし離婚から300日経っていないので前夫の子と推定されることになり、出生届を出すと戸籍上はA男さんの子となります。

このような事態を嫌う母親が出生届を提出しないケースがあり、民法の規定が「戸籍のない子」の原因になっている、と指摘されてきました。

こうしたことから政府は10月14日の閣議で改正案を決定しました。国会を通過すれば次のようになります。

- 再婚している場合は離婚から300日以内に生まれた子どもでも今の夫の子と推定する。
- これに伴って、女性のみ「離婚から100日間、再婚を禁止」している規定(民法733条)は廃止される。